

## 令和5年度「阿蘇市ウインター宿泊割引キャンペーン」宿泊施設事務取扱

01. 割引の対象期間は、11月6日（月）宿泊分から1月31日（水）宿泊分までが適用されます。（11月6日（月）チェックインから2月1日（木）チェックアウトまで。領収書の日付は、2月1日以前のもものが対象。）
02. 割引額は、宿泊料金（入湯税及び消費税を含む）からの割引額になります。ただし、その割引の上限額は1泊2,000円（小学生以下も同様）までで、他の宿泊助成との併用不可能です。（夜の飲食半額キャンペーンとは併用可能。）  
※最低1,000円（税込）の支払いは必要です。  
※家族でも1人1人の補助額を出して、ご請求下さい。  
※連泊は、2泊目まで適用とします。  
※いずれも、利用設定（年末年始含め日程等）については各施設の判断としますので、各施設のHP等でご案内ください。
03. 宿泊施設への補助金の上限額は、交付要綱第4条（別表第2）のとおりです。
04. 補助金の交付を希望する宿泊施設は、交付要綱第5条に記載の交付申請書（様式第1号）と関係書類（旅館業法による許可証又は住宅宿泊事業法による届出済証の写し）を添えて阿蘇市役所観光課に提出してください。9月29日（金）までに届くようにお願いします。以降も予算の上限に達しない場合は受付可能ですが、交付決定日以降しか補助対象となりません。
05. 交付申請書（様式第1号）に記載する申請額は、交付要綱第4条（別表第2）以内の額をご記入ください。
06. 交付申請書（様式第1号）に不備がなければ、阿蘇市から交付要綱第6条に記載の交付決定通知書（様式第2号）を通知します。この通知を受けた日から予約を開始できます。それ以前に予約された客については、割引の対象となりません。  
※遡及防止のため、HP等の周知は、10月1日（日）以降の受付分を対象とする案内をしますので、ご了承ください。
07. 予約受付の方法は、各自の責において取り扱いをお願いします。電話による予約やインターネットによる予約などあると思いますが、各自、より良い体制を整えてください。また、各施設のホームページへの掲載、広告などの営業活動も積極的にお願いします。なお、本事業を利用するための条件として、下記の08.の記載が必要になります。宿泊者等から問い合わせ等があった場合の周知をお願いします。

08. チェックイン時に「令和5年度阿蘇市ウインター宿泊割引キャンペーン申込書」を宿泊者に記入してもらいます。申込書には、身分証明のチェック欄を設けていますので、免許証や保険証、その他の書類をもって確認をお願いします。なお、申込書用紙の増刷（コピー）は、宿泊施設のご負担による協力をお願いします。
09. 今回のキャンペーンは、モニター調査事業としても位置付けています。インターネットで回答するアンケートを実施いたしますので、チェックイン時にアンケートのご案内をして下さい。
10. 宿泊者への割引の方法は、精算時に割引したことを明示した領収書を発行し宿泊者に伝わるようにしてください。なお、領収書の写しは、補助金請求時の証拠書類として実績報告の際に阿蘇市役所観光課に提出していただくことになります。なお、手続き終了後は、個人情報を含むため破棄いたします。
11. 交付要綱第8条に記載の実績報告書（様式第5号）については、2月16日（金）までにキャンペーン申込書、領収書等の写しを添えて、阿蘇市役所観光課に提出してください。不備がなければ、阿蘇市から交付要綱第9条に記載の交付確定通知書（様式第6号）を通知します。なお、今回のキャンペーンは、交付決定額の2分の1を超えない範囲かつ実績額以内で1回に限り概算払いが可能です。概算交付請求書（様式第8号）により交付請求ができます。
12. 交付確定通知後に交付要綱第10条に記載の補助金請求書（様式第7号）により補助金の請求行為ができます。請求行為から7日間から14日間後に、指定口座に補助金が振り込まれます。手続きに少し時間が掛かりますので、ご了承ください。
13. 期間中であっても上限額に達したら、その宿泊施設におけるキャンペーンは終了となりますので、各自にて割引残高の管理をお願いします。終了した場合には、阿蘇市のホームページでも終了の告知をしますので、速やかに阿蘇市役所観光課までお知らせください。
14. 今回のキャンペーンに便乗した極端な値上げなどはお控えください。悪質と判断されるような不正行為等が発覚した場合には、交付要綱第12条に記載のとおり交付決定を取り消す場合があります。
15. また、補助金を不正に受給していたことが発覚した場合には、交付要綱第12条に記載のとおり補助金返還を求めますので、虚偽の報告などはおやめください。

16. ご不明な点などありましたら、下記までご遠慮なく連絡ください。

<問い合わせ先>

阿蘇市役所 経済部 観光課 観光振興係（担当：佐藤、岡本）

TEL：0967-22-3174 / FAX：0967-22-4566

**交付要綱第4条（別表第2）**

補助対象者への補助金の上限額

宿泊施設の収容定員	補助金の上限額
10人未満	130,000円
10人以上15人未満	150,000円
15人以上30人未満	250,000円
30人以上150人未満	510,000円
150人以上250人未満	760,000円
250人以上400人未満	1,020,000円
400人以上600人未満	1,270,000円
600人以上	1,530,000円

※旅館業法許可証等に記載の収容定員